

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-1～2-9		2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 <ul style="list-style-type: none"> (1)「調達等合理化計画」に基づく取組 (2)競争性、透明性の確保 (3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-4 業務執行の改善 <ul style="list-style-type: none"> (1)業務全体の点検・評価 (2)補助事業の審査・評価 					2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 <ul style="list-style-type: none"> (1)透明性の確保 (2)効率的な事業の実施 2-7 I C T の活用による業務の効率化 2-8 情報システムの適切な整備及び管理 2-9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	
当該項目の重要度、難易度		-					関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
業務経費(附帯事務費 (特殊要因により増 減する経費を除く。)) の対前年度比の平均 縮減率	毎年度平均で少 なくとも対前年 度比1%の抑制	(平成29年度業務 経費(附帯事務 費))	平成29年度比で 1.0%の抑制	平成30年度比で 1.0%の抑制	令和元年度比で 1.0%の抑制	令和2年度比で 1.0%の抑制	令和3年度比で 1.0%の抑制	
業務経費(当年度予算 額)	-	2,984百万円	2,954百万円	2,924百万円	※ 3,533百万円	3,501百万円	3,481百万円	
対前年度平均縮減率	-	-	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
達成度合	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	
一般管理費(人件費、 公租公課、事務所借料 等、情報セキュリティ 関連経費、監査法人関 連経費及び特殊要因 により増減する経費 を除く。)の対前年度 比の平均縮減率	毎年度平均で少 なくとも対前年 度比3%の抑制	(平成29年度一般管 理費)	平成29年度比で 3.0%の抑制	平成30年度比で 3.0%の抑制	令和元年度比で 3.0%の抑制	令和2年度比で 3.0%の抑制	令和3年度比で 3.0%の抑制	
一般管理費(当年度予 算額)(百万円)	-	254百円	246百千円	239百万円	237百万円	231百万円	224百万円	
対前年度平均縮減率		-	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
達成度合	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	
締結した契約件数 (真にやむを得ない	競争性のある契 約の実施	308件	322件	269件	220件	235件	198件	

随意契約及び少額随意契約を除く)							
競争性のある契約とした件数	—	308 件	322 件	269 件	220 件	235 件	198 件
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	41 件
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	41 件
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業数	—	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	15 事業
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	15 事業
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
公表回数		8回	8回	8回	8回	8回	8回
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8回	8回	8回	8回	8回	8回
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	100%
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業	16 事業
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業	16 事業
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業採択を行った件数		90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	58 件
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	58 件
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
利用状況調査対象件数		45 件	38 件	30 件	25 件	8 件	4 件
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45 件	38 件	30 件	25 件	8 件	4 件
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事後評価で効用が費用以下となった件数		2 件	0 件	1 件	2 件	0 件	1 件
現地調査等を通じ改現地調査等を通じ改善を指導	全て改善を指導	2 件	—	1 件	2 件	—	1 件

善を指導した件数								
達成度合	—	100%	—	100%	100%	—	100%	
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1,202 件	1,352 件	1,285 件	1,455 件	1,210 件	1,237 件	
目標業務日以内で承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1,202 件	1,352 件	1,285 件	1,454 件	1,210 件	1,237 件	
達成度合	—	100%	100%	100%	99.9%	100%	100%	
新規等の補助事業数		—	3事業	4事業	6事業	2事業	—	
評価手法導入事業数	全ての対象事業に評価手法を導入	—	3事業	4事業	6事業	2事業	—	
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	—	

※ 令和2年度予算額は前年度予算額にTPP発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、S評定が1、A評定が1、B評定が6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 中項目の総数：9 評定Sの中項目数：1×4点= 4点 評定Aの中項目数：1×3点= 3点 評価Bの中項目数：6×2点= 12点 評価Cの中項目数：0×1点= 0点 評価Dの中項目数：0×0点= 0点 (評価対象外：1) 合計 19点 (19/16=119%)
1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	○ 1 業務運営の効率化による経費の削減			評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上

						120%未満であることから、評定はBとした。
(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	◇ (1) 業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））を少なくとも対前年度比1%削減する。 s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上120%未満であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、3,481百万円となり、対前年度比の毎年平均は1.0%の抑制となつた。	<評定と根拠> 評定 b 令和4年度における業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、対前年度比の毎年平均で1.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。	小項目の総数：2 評定 s の小項目数：0×4点= 0点 評定 a の小項目数：0×3点= 0点 評価 b の小項目数：2×2点= 4点 評価 c の小項目数：0×1点= 0点 評価 d の小項目数：0×0点= 0点 合計 4点 (4/4=100%) ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比1%の抑制が行われている。 ・一般管理費については、毎年度平均で対前年度比3%の抑制が行われている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率	(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率	(2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率	◇ (2) 一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料	<主要な業務実績> 一般管理費（人件費、 評定 b 一般管理費（人件費、	<評定と根拠> 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を少なくとも対前年度比3%削減する。 s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上120%未満であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、224百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となつた。	公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、対前年度比の毎年度平均で3.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。 <課題と対応> 特になし
2 役職員の給与水準	2 役職員の給与水準	2 役職員の給与水準		評定 B	<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：0×3点= 0点 評価bの小項目数：1×2点= 2点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和4年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.9となり、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当(管理職手当)にあたる職員の割合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。</p>

					<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b						
給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況について公表する。	○ 2 役職員の給与水準 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<p><主要な業務実績></p> <p>令和3年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.4となつたが、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当（管理職手当）が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。</p> <p>この検証結果等を令和4年6月30日に公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和3年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>		
3 調達等合理化	3 調達等合理化	3 調達等合理化			<p><評定></p> <p>評定 b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：3</p> <p>評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点</p> <p>評定 b の小項目数：3 × 2 点 = 6 点</p> <p>評定 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評定 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 6 点 (6 / 6 = 100%)</p> <p>・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の</p>		

					<p>状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組◇（1） 「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く。)のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇（2）競争性、透明性の確保</p>	<p><主要な業務実績> 「令和 4 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く。）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除く全てについて、競争性のある契約と/or ことができ、達成度合は 100%（198 件/198 件）であった。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 随意契約等審査委員会の活用等により、機構が締結した契約のうち、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全てについて、競争性のある契約と/or ことができ、達成度合は 100%（198 件/198 件）であった。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。</p> <p><評定と根拠> 競争性・透明性を確保 評定 b</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

			<p>分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>するため、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意契約(41件)全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した41件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行うことができ、達成度合は100%(41件/41件)であった。</p>
<p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。</p> <p>【指標】 入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催)</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>◇ (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和3年度の契約の状況を報告し点検を受けた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	○ 4 業務執行の改善		<p>評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上</p>

					120%未満であることから、評定はBとした。				
					<p>小項目の総数： 6</p> <p>評定 s の小項目数： 0×4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数： 0×3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数： 4×2 点 = 8 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>(評価対象外： 2)</p> <p>合計 8 点 ($8 / 8 = 100\%$)</p> <p>・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。</p> <p>・外部専門家・有識者からなる第 20 回機構評価委員会を Web 会議により開催し、令和 3 年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p> <p>・補助事業の審査・評価については、外部専門家・有識者からなる第三者委員会を Web 会議により開催し、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>				
機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1) 業務全体の点検・評価 ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。	(1) 業務全体の点検・評価 ◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった	<主要な業務実績> 年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・評価することにより、目	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									

		<p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>イ 令和3年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p> <p>ウ 第三者機関による令和3年度における業務実績に係る点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施</p> <p>◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった</p>	<p>標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。</p> <p>また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業績の点検を実施した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>令和4年6月15日に「令和3年度業務実績について」、「第4期中期目標期間に係る見込評価」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第20回機構評価委員会をWeb会議により開催し、令和3年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項はなかった。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>業務実績の自己評価に当たって、第三者機関により点検・評価を受けることは独立行政法人通則法等には規定のない当機構独自の自主的取組であるが、機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適當と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評定	b	法人の自己評価は、適當と認められる。	
評定	b												
法人の自己評価は、適当と認められる。													
評定	b												
法人の自己評価は、適當と認められる。													

		c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		
(2)補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(2) 補助事業の審査・評価 令和3年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	<p>(2) 補助事業の審査・評価 ◇ア 事業の達成状況等の自己評価 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 第三者機関による事業の審査・評価 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ 必要に応じた業務の見直し s:取組は十分であり、か</p>	<p><主要な業務実績> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和3年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p><評定と根拠> 評定 b 補助事業の的確な進行管理とともに、令和3年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><主要な業務実績> 令和4年7月15日に外部専門家・有識者からなる第28回補助事業に関する第三者委員会をWeb会議により開催し、事業の審査・評価等を行った。</p> <p><評定と根拠> 評定 b 補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><主要な業務実績> 委員会において、委員からは、業務運営に反映</p> <p><評定と根拠> 評定－</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。</p> <p>評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。</p> <p>評定－</p>

			<p>つ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が あった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で あり、改善を要する d : 取組は不十分であ り、抜本的な改善を要す る</p> <p>○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ 効率的に推進する観点か ら、諸情勢の変化等を踏 まえ、必要に応じ、機能 的で効率的な組織体制の 整備を図る。</p>	<p>すべき指摘事項はなか った。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ 効率的に推進する観点か ら、諸情勢の変化等を踏 まえ、必要に応じ、機能 的で効率的な組織体制の 整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ 効率的に推進する観点か ら、諸情勢の変化等を踏 まえ、必要に応じ、機能 的で効率的な組織体制の 整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ 効率的に推進する観点か ら、諸情勢の変化等を踏 まえ、必要に応じ、機能 的で効率的な組織体制の 整備を図る。	<p>○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的 で効率的な組織体制の 見直し s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な 成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が あった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で あり、改善を要する d : 取組は不十分であ り、抜本的な改善を要す る</p> <p>○ 6 補助事業の効率化等</p>	<p><主要な業務実績> 令和 4 年度において は実績なし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定一</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評定</p> <p>—</p>
6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等		<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はいずれも b であり、これらの合 計数値の割合が基準となる数値の 80 %以上 120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数 : 13</p> <p>評定 s の小項目数 : 0 × 4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数 : 0 × 3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数 : 10 × 2 点 = 20 点</p> <p>評価 c の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点</p>	

						<p>評価dの小項目数：0×0点= 0点 (評価対象外：3) 合計 20点 (20/20=100%)</p> <p>・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、公募により事業の実施の透明性を確保し、事業の進行管理システムを用いて、進捗状況の確認を行っている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。</p> <p>・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。 また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め	(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	(1) 透明性の確保 ◇ア 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった	<主要な業務実績> 令和4年度当初予算等及び令和5年度当初予算に係る畜産業振興事業及び令和4年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は 100% (15事業/15事業) であった。 (内訳) ・畜産分野：年3回、13事業 ・野菜分野：年3回、2事業 (契約野菜収入確保モデル事業、大規模	<p><評定と根拠> 評定 b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は 100% (15事業/15事業) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定</p> <table border="1"> <tr> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	b
b							

指導を徹底する。	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	d : 達成度合は、80%未満であった	契約栽培産地育成強化推進事業)	<評定と根拠> 評定 b 提供すべき事業の概要等の情報を適切にホームページにおいて公表することができた。達成度合は 100% (8回/8回) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
			◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	(内訳) ・畜産分野：年 4 回 ・野菜分野：年 4 回		
イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	◇ウ 事業説明会等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和 4 年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定 b 新規・拡充事業に係る事業説明会、現地確認調査等について、Web 会議を利用するなどして事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は 100% (16 事業/16 事業) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。	
			c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった			

		<p>ための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>なお、継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 2 回、酪農 6 回、全 8 回）及び現地確認調査（肉畜 23 回、酪農 4 回、全 27 回）を、Web 方式も活用しつつ実施した。</p> <p>② 野菜農業振興事業において、拡充事業（1 事業）について、事業実施主体に対する説明会等（13 回）及び現地確認調査（1 回）を Web 方式も活用しつつ実施した。</p>			
<p>（2）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国</p>	<p>（2）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>（2）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>（2）効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。</p>

<p>における事業の改廃にも資するよう、決算上の不^用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績:要領等の受理から10業務日以内の承認等:99%)</p>								
	<p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p> <p>◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしている 58 件を採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) ・食肉流通改善合理化支援事業 1 件 (コスト分析・採択件数) ・酪農経営支援総合対策事業 25 件 ・肉用牛経営安定対策補完事業 8 件 ・食肉流通改善合理化支援事業 1 件 ・畜産経営災害総合対策緊急支援事業 3 件 ・酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 19 件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 評価基準を満たしている事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は 100% (58 件/58 件) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。
評定	b							
法人の自己評価は、適当と認められる。								

イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	◇ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	・種豚等流通円滑化推進緊急対策事業 1件 <主要な業務実績> 採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。	<評定と根拠> 評定一 <課題と対応> —	評定 —
ウ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までは利用状況の調査を行う。	ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのもの利用状況の調査を行う。	◇エ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのもの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は100%であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった	<主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの(4件)について利用状況を確認した。 <評定と根拠> 評定 b 必要な対象事業全てについて利用状況の確認を行うことができた。達成度合は100%(4件/4件)であった。	<評定と根拠> 評定 b 必要な対象事業全てについて利用状況の確認を行うことができた。達成度合は100%(4件/4件)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

		d :達成度合は、80%未満であった			
また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	<p>◇オ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。</p> <p>s :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b :達成度合は 100%であった</p> <p>c :達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d :達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 目標年を3年としている施設1件について、事後評価報告書を微取り、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、食鳥処理施設の整備を支援する事業1件について、投資効率が1以下となったことから、文書による指導を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 投資効率1以下のもとのについて、文書による指導を実施した。達成度合は100%であった。（1件/1件）</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。	エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。	<p>◇カ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち10業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。</p> <p>s :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容</p>	<p><主要な業務実績> 進行管理システムの活用等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数1,237件のうち1,237件が10業務日以内であった。</p> <p>(内訳) ・畜産分野 920件/920件</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 進行管理システムの活用等により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は100%（1,237件/1,237件）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

			が認められる b : 達成度合は 100% であつた c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	・野菜分野 317 件/317 件		
オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。	オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。	◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であつた c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 新たに評価手法を導入すべき補助事業はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 —	—
		◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であ	<主要な業務実績> 事業実施状況等を踏まえた結果、令和4年度において評価手法の改善等の必要がなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 —	—

						とから、評定はSとした。			
TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	○7 ICTの活用による業務の効率化 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの構築を令和4年度中に行つた。 また、グループウェア(Garoon)を用いた内部の申請手続きの電子化を進めた。 さらに、肉用牛交付金システムについては、機構がデータを一元的に管理することで都道府県団体がオンラインで制度対象牛を登録等することを可能とするWeb	<評定と根拠> 評定 s 文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの構築や業務システムのWeb化等を計画的に進めたほか、グループウェア(Garoon)を用いた内部の申請手続きの電子化に取り組んだことにより、業務の合理化・効率化が図られた。 また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があつたものと認められるためs評価とした。	<p>小項目の総数：1</p> <p>評定 s の小項目数：1 × 4点 = 4点</p> <p>評定 a の小項目数：0 × 3点 = 0点</p> <p>評価 b の小項目数：0 × 2点 = 0点</p> <p>評価 c の小項目数：0 × 1点 = 0点</p> <p>評価 d の小項目数：0 × 0点 = 0点</p> <p>合計 4点 (4 / 2 = 200%)</p> <p>・eMAFF の本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築したこと等、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を実現した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>s</td> </tr> <tr> <td>eMAFF の本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築したこと、また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があつたものと認められるためs評価とした。</td> </tr> </table>	評定	s	eMAFF の本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築したこと、また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があつたものと認められるためs評価とした。
評定	s								
eMAFF の本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築したこと、また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があつたものと認められるためs評価とした。									

化の作業を、指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムについては、指定乳製品等の輸入者などが輸入予定から検収までの情報を Web 上で入力・閲覧することを可能とするクラウド化の構築をそれぞれ行い、令和4年度中に運用を開始した。

このほか、砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについて、既にオンライン化した一連の手続きに加え、砂糖・でん粉を使用した食品を輸出した場合の売買差額返還請求手続についても、行政手続のデジタル化及び食品の輸出促進の観点から、オンラインで行える機能を令和4年度に追加した。

加えて、機構業務に係る手続き等における関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図る観点から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の活用について、令和4年度から本格的運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だけでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者についても eMAFF により申請できるよう構築した。

より、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができた。

さらに、行政手続のデジタル化及び食品の輸出促進の観点から砂糖・でん粉関係業務に係る売買差額返還請求手続のオンライン化を行うことにより、食品製造会社等の調整金返還請求者の利便性の向上や事務の効率化を行うことができた。

加えて、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だけでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者に対しても、eMAFF を活用した申請方法を提供した。

これらにより、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を進めることができた上、生産者や輸出入業者の利便性の向上にもつながったことから、s 評価とした。

<課題と対応>
特になし

				<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評定はAとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：1×3点= 3点 評価bの小項目数：0×2点= 0点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 3点 (3／2=150%)</p> <p>・令和4年9月の中期計画の変更後から、PMOの設置に向けた検討を開始したにも関わらず、短期間で機構に必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期（令和5年4月1日）に設置した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <p>評定 a</p> <p>デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、令和4年7月に中期目標を変更し、令和5年度以降のPMOの設置に向けた検討を指示したところ、令和4年9月に中期計画を変更し、短期間で必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期（令和5年4月1日）に設置できたことは目標を上回る成果があつたものと認められたためa評価とした。</p>
8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	○ 8 情報システムの適切な整備及び管理 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<p><主要な業務実績></p> <p>PMOの設置等の体制整備について、9月の中期計画の変更後、速やかに検討方針を作成し、それに基づく検討を実施した。具体的には、既存の部署を活用した令和5年度当初の設置を実現するため、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和4年4月20日最終改定）」が示すPMOの機能を参考に、機構におけるITガバナンスの現状分析と、不足している機能の</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定a</p> <p>機構における情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理を推進するためのPMOを令和5年4月1日に設置することができた。 特に9月の中期計画の変更後から、PMOの設置に向けた検討を開始したにも関わらず、短期間で機構に必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期にPMOを設置できたことは、中期計画にお</p>

第5 財務内容の改善に関する事項	9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制		洗い出しを行い、機構として適當なPMOの体制・役割を決定した。 また、設置に必要な規程を年度内に整備した。	ける所期の目標を上回る成果であることからa評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者の調整金収入	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者の調整金収入	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入	○ 9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制（指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定） s:取組は十分であり、か	<主要な業務実績> 短期借入金の借入れに当たり、令和4年3月11日に一般競争入札を実施（応札金融機関：4者）し、令和4年度の借入金融機関を決定した	<評定と根拠> 評定b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができ	評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：0×3点= 0点 評価bの小項目数：1×2点= 2点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 2点 (2/2=100%) ・砂糖勘定及び交付金の支払い資金の一時不足が見込まれたでん粉勘定の短期借入金の借入に当たり、一般競争入札を実施したほか、借入期間を原則として1週間以内とし、変動利率（日本円TIBOR）を低く抑えることで、借入コストの削減が図られている。

<p>表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>つ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）の平均落札利率は、0.0256%となった。 また、変動利率（日本円TIBOR）については、年末年始を除き全ての借入期間を1週間以内としたことにより、年間を通じて0.00100%となった。以上により短期借入金の金利は、0.02151%となった。（短期プライムレート：1.475%） でん粉勘定についても、令和5年2月から3月にかけて、交付金の支払資金が一時的に不足することが見込まれたため、砂糖勘定で借入実績のある金融機関4者に対し、でん粉価格調整業務について、理解しやすさに配慮して説明するとともに、令和4年10月4日に一般競争入札を実施（応札金融機関：3者）し、令和4年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）の平均落札率は、0.03%となった。 また、変動利率（日本円TIBOR）については、全ての借入期間を1週間以内として短期借入れをしたことにより、短期プライムレート（1.475%）を大幅に下</p>	<p>た。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>
---	---	--	---	---	--

				回る借入利率（0.01%） となった。		
--	--	--	--	------------------------	--	--

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和4年度においては19件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(一者応札の解消に向けた取組)

①入札時期の前倒し、②公告期間の延長、③ICT技術支援者から助言を得た上でシステム仕様書等の作成・開示、④調達情報の「メルマガ」配信、⑤ホームページでの今後の入札予定の掲載等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したが、専門性の高い海外の調査委託業務について一者応札となったこと等により、一者応札は51件（前年度39件）となった。

(法人の長に対する報告)

令和4年6月9日に開催された第14回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和4年度は指摘なし

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもB評定であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 中項目の総数：2 評定Sの中項目数：0×4点= 0点 評定Aの中項目数：0×3点= 0点 評価Bの中項目数：2×2点= 4点 評価Cの中項目数：0×1点= 0点 評価Dの中項目数：0×0点= 0点 合計 4 点 (4／4=100%)
1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化			評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。

					<p>行する。</p> <p>小項目の総数：2</p> <p>評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数：2 × 2 点 = 4 点</p> <p>評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 4 点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>・収益化単位の業務整理を行うとともに、予算と実績の管理を行い、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示できる体制が整備されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂) 等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	<p>◇ (1) 収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5928 号) 等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>
また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開	<p>◇ (2) 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む</p> <p>s : 取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和 3 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和 3 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づく</p>

	示する。	示する。	示する。	かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を行つた。	セグメント情報の開示を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	
2 資金の管理及び運用	5 資金の管理及び運用	5 資金の管理及び運用	○2 資金の管理及び運用			<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 1</p> <p>評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・事業資金等について、流動性の確保と元本保全を第一義としつつ、効率的な運用が行われている。また、資金の管理運用に関し、理事長を長とする資金管理委員会において、適切な資金管理の方針決定や実績確認が行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意した効率的な運用（指標=毎月 2 回以上の運用、有価証券による運	「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用（指標=毎月 2 回以上の運用、有価証券による運	<主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支	<評定と根拠> 評定 b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。	<p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	

		<p>(1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>用の実施) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)</p>	<p>予算画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p>	<p>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金859億円及び畜産業振興資金2,566億円（関連法人等に対する出資金見合等72億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金449億円を令和4年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、令和4年5月～9月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	35,612	31,118	22,283	9,131	6,775
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	608	880	4,855	4,657
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	351	586	553	592	—

当期の運営費交付金交付額(a)	2,441	2,608	2,653	2,699	2,901
うち年度末残高(b)	351	235	292	331	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14.4	9.0	11.0	12.3	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870	870	870
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	0	75	179	201
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188	294	200	176	—
当期の運営費交付金交付額(a)	793	737	633	674	698
うち年度末残高(b)	188	106	94	82	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23.7	14.4	14.8	12.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27,622	25,293	17,078	7,181	5,773
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	354	414	564	639
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80	162	152	160	—
当期の運営費交付金交付額(a)	357	489	601	594	764
うち年度末残高(b)	80	83	69	108	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22.4	17.0	11.5	18.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86	143	180	—
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1,007	1,035	1,039	1,009
うち年度末残高(b)	60	27	99	94	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6.5	2.7	9.6	9.0	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960	2,960	2,341	1,080	132
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	254	388	408	432
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50	68	—
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337	373
うち年度末残高(b)	15	15	28	41	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8	8.5	12.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161	1,994	1,994	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	0	4	3,705	3,386
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8	8	—
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54	55	58
うち年度末残高(b)	9	5	3	5	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.7	8.2	5.6	9.1	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー				行政事業レビューシート事業番号：0193		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、B評定が2であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 中項目の総数：3 評定Sの中項目数：0×4点= 0点 評定Aの中項目数：0×3点= 0点 評価Bの中項目数：2×2点= 4点 評価Cの中項目数：0×1点= 0点 評価Dの中項目数：0×0点= 0点 (評価対象外：1) 合計 4 点 (4 / 4 = 100%)
			○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ s:取組は十分であり、か	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 — —

			<p>つ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b :取組は十分であった</p> <p>c :取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>			
			<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 1</p> <p>評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 2 点 (2 / 2 =100%)</p> <p>・砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は当省において決定するため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施する上で、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし</p>	

			<p>○ 2 国内産糖価格調整 事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 期中における短期借入金残高(最高額 539 億円)は借入限度額の範囲内であつた。</p> <p>具体的には、期首の借入金残高 418 億円及び交付金支払不足額 418 億円のうち、299 億円を調整金収入等により償還し、残りの 537 億円について借換えを行つた。</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなつてゐる。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】</p> <p><30 年度> 169 億円 <元年度> 251 億円 <2 年度> 287 億円 <3 年度> 418 億円 <4 年度> 537 億円</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 機構は、輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなつてゐる。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足について借り入れたものであり、借入れに至つた理由等は適切であつた。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p><その他事項> 特になし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>	評定	b
評定	b							

		3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。	3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。			評定 B
		○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和5年2月から3月にかけて、交付金の支払資金が一時不足したため借入金が発生したが、3月末にはすべて償還した。	<評定と根拠> 評定 b でん粉勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金等の不足に対応するためのものであり、その借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和4年度においては、調整金等収入362億円に対し、交付金等支出468億円で107億円の調整金の収支差が生じたことから、令和4年度末における砂糖勘定の繰越欠損金は562億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付						
当該項目の重要度、難易度	一		関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号：193		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもB評定であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)
	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。	評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。

	<p>業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p>	<p>業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p>	<p>業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>事業に係る返還金等 1,102 百万円を令和 4 年 10 月 28 日に国庫納付した。</p> <p><主要な業務実績> 平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 4 百万円を令和 4 年 4 月 27 日、7 月 28 日及び 10 月 28 日に国庫納付した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、確実に国庫納付を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・緊急的な経済対策として、平成 24、25、26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等の不要となる資金については、令和 4 年 10 月に国庫納付されており、適切に実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b							
	<p>平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、</p>	<p>平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、</p>	<p>○ 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で</p>	<p><主要な業務実績> 平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 4 百万円を令和 4 年 4 月 27 日、7 月 28 日及び 10 月 28 日に国庫納付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、確実に国庫納付を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評定は B とした。</p> <p>小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点</p>		

	早期に金銭により国庫に納付する。	金銭により国庫に納付する。	あり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善をする			合計 2点 (2 / 2 = 100%) ・平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した、肉用牛肥育経営緊急支援事業について、国庫納付が適切に行われている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
			<主要な業務実績> 平成 23 年度に牛肉・稻わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 4 百万円を令和 4 年 4 月 27 日、7 月 28 日及び 10 月 28 日に国庫納付した。	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、確実に国庫納付を行うことができた。	評定 b	法人の自己評価は、適当と認められる。

4. その他参考情報

特になし

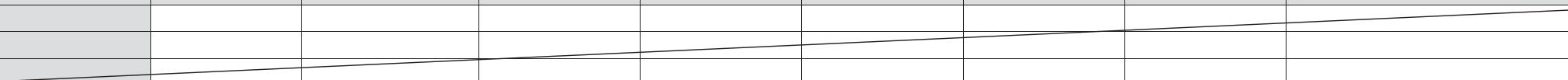
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報

6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	—	第6 第5に規定する財 産以外の重要な財産を譲 渡し、又は担保に供しよ うとするときは、その計 画 予定なし	第6 前号に規定する財 産以外の重要な財産を譲 渡し、又は担保に供しよ うとするときは、その計 画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 —

4. その他参考情報

特になし

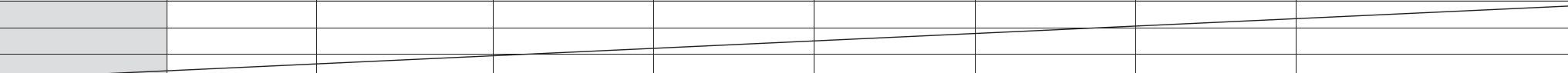
第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報

7	剰余金の使途

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定 —

4. その他参考情報

特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、難易度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報提供した事項に対する照会件数	一	3件	3件	5件	2件	1件	1件	
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3件	3件	5件	2件	1件	1件	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	一	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
生産者等への資金に係る情報公表回数	一	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	一	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4回	4回	4回	4回	4回	4回	

	表							
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
機構からの補助金により造成された基金数	一	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金	5 基金	
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金	5 基金	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	一	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
達成度合	一	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項				評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、A評定が1、B評定が5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)
1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○ 1 ガバナンスの強化				中項目の総数：8 評定Sの中項目数：0 × 4 点 = 0 点 評定Aの中項目数：1 × 3 点 = 3 点 評定Bの中項目数：5 × 2 点 = 10 点 評定Cの中項目数：0 × 1 点 = 0 点 評定Dの中項目数：0 × 0 点 = 0 点 (評定対象外：2) 合計 13 点 (13 / 12 = 108%) 評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。

						小項目の総数： 7 評定 s の小項目数： 0×4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0×3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 7×2 点 = 14 点 評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点 合計 14 点 ($14 / 14 = 100\%$)
法令等を遵守しつつ 適正に業務を行い、機構	(1) 内部統制の充実・ 強化 法令等を遵守しつつ 適正に業務を行い、機構	(1) 内部統制の充実・ 強化 内部統制の充実・強化 を図るため、次の取組を	(1) 内部統制の充実・ 強化 ◇ア 内部統制の推進 s : 取組は十分であり、	<主要な業務実績> 令和4年5月30日に	<評定と根拠> 評定 b	<p>・内部統制の充実・強化については、機構に期待される役割を果たしていくため、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。また、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をインターネットに掲載するなどして役職員に広く周知している。さらに法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上のため、行動憲章のアンケート実施、個人情報保護に関する研修等を実施した。</p> <p>・法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査が実施されており、理事長によるマネジメントの下、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。</p> <p>・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>

に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方策書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	<p>に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方策書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。</p> <p>ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間に意</p>	行い、必要に応じて規程等を見直す。 ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。	かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和2年度の点検結果のフォローアップ及び令和3年度のモニタリング結果の点検を行った。 また、行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動憲章周知週間（8/29～9/9）を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の5つの指針のうち1つ以上について自らの行動目標を記載させ、その実践に資するため幹部会・イントラネットで紹介した。	内部統制委員会を開催し、各種取組に関する点検等を通じ、PDCAサイクルによる確実な検証及び今後面向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章のさらなる浸透に向け、指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職員の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。
		イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。	◇イ 役員会の開催 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 第5期中期計画の認可申請、業務方法書の変更認可申請、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を16回開催し、審議を行った。	<評定と根拠> 評定 b 役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分取り組むことができた。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
		ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間に意	◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	<主要な業務実績> 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に開	<評定と根拠> 評定 b 幹部会を定期的に開	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

		<p>思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>率的に実施するための内部統制の充実を図るために、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。</p> <p>また、創立記念行事における理事長メッセージや年頭訓示については、引き続き、対面ではなく動画配信により伝達した。</p>	<p>催し、その内容をイントラネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	エ 令和4年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。	<p>◇エ 内部監査の実施</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部監査年度計画（令和4年3月22日付け3農畜機第6824号）に基づき、野菜業務部、地方事務所、畜産振興部及び企画調整部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
	オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。	<p>◇オ リスク管理対策の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和4年9月26日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理委員会を開催することにより、リスクの適</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>計画どおりリスク管理委員会を開催することにより、リスクの適</p>	<p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

		<p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇カ 個人情報保護対策の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>について審議した。</p> <p>また、令和4年11月14日～12月16日に職員（臨時職員を除く。）を対象として、リスクの予測や予防策の策定について習得すること及び担当業務のリスクに関する意識を高めることを目的に、動画視聴等による研修を実施した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>令和4年7月11日に開催された個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員6名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島及び那覇）。</p> <p>令和4年11月30日～12月9日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護について確認を行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。</p> <p>また、令和5年2月22日から3月17日に、個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施した。</p>	<p>切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
--	--	--	---	---	---------------------------------------

					評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
	(2) コンプライアンスの推進 機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	(2) コンプライアンスの推進 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るために、コンプライアンス委員会で審議された令和4年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。	◇ (2) コンプライアンスの推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和4年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運用、eラーニング研修の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。 <課題と対応> また、令和5年3月9日にコンプライアンス委員会を開催し、令和4年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、令和5年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。	<評定と根拠> 評定 b 令和4年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスを推進することができた。 また、令和4年度コンプライアンス推進計画の実施状況をコンプライアンス委員会において報告するとともに、令和5年度コンプライアンス推進計画を策定することができた。 <課題と対応> 特になし
2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○ 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評定 b の小項目数：4 × 2 点 = 8 点 評定 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評定 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点

						合計 8点 (8 / 8 = 100%)
<p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るために、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るために、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する</p>	<p>◇ (1) 職員の人事に関する方針 (指標=職員の適正な配置、人事評価制度等) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、令和4年度において8名の新規採用及び3名の中途採用を行った。 なお、新規採用にあたっては、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、Web形式による会社説明会等を実施する等により採用業務と感染症対策の両立を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るために、職員の適正配置、人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施することができた。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
<p>(2) 人員に関する指標</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p>	<p>◇ (2) 人員に関する指標</p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	<p>評定 b</p>	<p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>

	<p>期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。</p> <p>〔参考1〕 期初の常勤職員数の見込み 237 人 期末の常勤職員数の見込み 250 人（期初の常勤職員数に TPP11 協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数 13 人を加えた数）</p> <p>〔参考2〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,643 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。</p> <p>標</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るために、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。 (ア) 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現地研修等 (イ) 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等 (ウ) 管理職研修として、新任管理職研修等</p>	<p>期末の常勤職員数は 225 人となった。</p> <p>評定 b 常勤職員数が計画どおり 250 人を上回っていないことを確認した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
	<p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p>			

る

規採用予定者 7名)
イ 採用時衛生研修（4
月、令和 4 年度新規採
用者等 11 名）
ウ 業務概要習得研修
(4月、令和 4 年度新
規採用者等 11 名)
エ 初任者基礎研修（4
月、令和 4 年度新規採
用者 8 名）
オ 初任者現地研修
(10、2、3月、令和
2 年度・3 年度・4 年
度新規採用者等 26 名)

一般職員に対し、係
員、係長、課長補佐、課
長代理のそれぞれの階
層において職務遂行能
力や資質を高めること
を目的に以下の研修を
実施した。

ア 係員研修(4、12月、
27名)
イ 係長研修(12、1月、
41名)
ウ 行政実務研修(4～
3月、3名)
エ プラザー・シスター
研修(4月、10名)
オ 課長補佐研修(1
月、22名)
カ 課長代理研修(1
月、17名)
キ 新参与研修(3月、
4名)
ク 総務省統計研修(5
～6月、3名、7～9
月、9名)
ケ IT リテラシー向上
研修(8～2月、30名)
コ 情報提供技術向上

			<p>研修（8、9、11月、5名）</p> <p>サ TOEIC IP テスト（6月、21名）</p> <p>シ 役員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修（7、10、12月、延べ276名）</p> <p>ス メンタルヘルス研修（全役職員）（7月、225名）</p> <p>セ 女性活躍推進研修（3月、84名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新任管理職研修（5月、2名）</p> <p>イ 中堅管理職研修（1月、18名）</p> <p>ウ 評価者研修（4月、2名）</p> <p>エ メンタルヘルス研修（11～12月、100名）</p>		
イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。	イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。 (ア)会計関連研修として、会計事務職員研修 (イ)広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持	◇イ 専門別研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であ	<p><主要な業務実績></p> <p>職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計関連研修 <p>ア 会計事務職員研修（10～11月、1名）</p> <p>イ 予算編成支援システム研修（11月、1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・システム関連研修 <p>ア 広報研修（8月、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおり実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>

		<p>管理研修</p> <p>(ウ)総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p> <p>(エ)監査関連研修として、内部監査研修等</p> <p>(オ)調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、</p> <p>(カ)畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修</p>	<p>り、抜本的な改善を要する</p>	<p>1名)</p> <p>イ 情報ネットワーク維持管理研修（11月、1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する統一研修（2月、1名） <p>・総務・人事関連研修</p> <p>ア 卫生管理者養成研修（10月、1名）</p> <p>イ 個人情報保護研修（7月、6名）</p> <p>ウ 上記に加え、公文書管理研修（6、10、11月、2名）、メンタルヘルス管理研修（2月、1名）及び人事・労務管理制度等研修（2月、1名）</p> <p>・内部監査研修（6月、1名）</p> <p>・調査情報関連研修</p> <p>ア 語学力向上研修（8～11月、1名、10～3月、2名、12月～3月、2名）</p> <p>イ JETRO 派遣（海外派遣を含む）研修（4～9月、1名、4月～3月、2名）</p> <p>・畜産関連研修</p> <p>ア 中央畜産技術研修（6月、5名、7月、2名、8月、1名、9月、2名、11月、2名、1～2月、1名）</p> <p>イ 食肉基礎研修（11月、5名）</p> <p>ウ 食肉専門研修（10月、6名）</p> <p>・貿易実務研修（9月、5名）</p>	
--	--	--	---------------------	--	--

3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	○ 3 情報公開の推進			評定	B
						<評定に至った理由>	小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。
(1)情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年	(1)情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年	(1)情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年	◇ (1) 照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 情報提供した事項に対して照会のあった 1 件について、翌業務日以内に回答した。	<評定と根拠> 評定 b 照会のあった 1 件について翌業務日以内に対応することができた。達成度合は 100% (1 件 / 1 件) であった。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	・情報開示及び照会事項への対応については、照会事項に対して、翌業務日以内に確実に対応している。 ・資金の流れ等についての情報公開の推進については、全ての資金について、計画どおりホームページに公表するとともに、法人からの補助対象者等についても、適切に公表している。また、令和 3 年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。
						<その他事項>	特になし
						評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>法律第 140 号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>法律第 140 号)に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>法律第 140 号)に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 (ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。</p>	<p>ための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇ (ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を 9 月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和 4 年 9 月末までにホームページにおいて公表した。</p> <p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり 9 月末までに公表することができた。達成度合は 100% (2 回 / 2 回) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
--	---	---	---	--	------------------------------------

			c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった			
	これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。	◇ (イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を令和4年9月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%（2回/2回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び收支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び收支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は100%未満であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び收支状況について四半期終了月の翌月末までに公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり四半期の終了月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

			あつた c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった			
また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。	また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。	ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。	◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の5基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和4年10月28日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金	<評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。達成度合は 100% (5基金/5基金) であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果た	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を	エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。	◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 令和3年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で令和4年9月13日にホームページにおいて公表した	<評定と根拠> 評定b 令和3年度の畜産業振興事業の実績について、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で9月末までに公表することができた。達成度合は 100% (1回/1回) であった。	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	すものとする。	付記する等により、積極的な説明を行う。		ための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<課題と対応> 特になし	
4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○ 4 消費者等への広報		<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定は a が 3、b が 2 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上であることから、評定は A とした。</p> <p>小項目の総数： 5</p> <p>評定 s の小項目数： 0×4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数： 3×3 点 = 9 点</p> <p>評定 b の小項目数： 2×2 点 = 4 点</p> <p>評定 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評定 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 13 点 ($13 / 10 = 130\%$)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の役割や業務の必要性について、消費者等の理解の促進を図るために、新たな動画「alic の業務はすべての人のために」を作成したほか、指定野菜 14 品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成し YouTube で公開する等の取組を行った。 ・消費者等の理解の促進を図るために消費者等との Web 方式の意見交換会では、事前に参加者に送付したでん粉を原料にした食べられるトレー やスプーンなどのサンプルを試食しながらの意見交換となるよう工夫した。 ・ホームページの利便性の向上を図るため、アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用したこと、トップページを障碍者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したこと、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため 	

						「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにした。	
						<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし	
						<その他事項> 特になし	
<p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。</p> <p>また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供</p>	<p>◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策や情報発信の方法等を検討した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>広報推進委員会における検討により、広報活動の改善・強化に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、そ	イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホ	◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		<p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	

	<p>の結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。</p> <p>ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>するため、ホームページ、業務紹介用パンフレット等に関するアンケート調査を令和5年2月に実施した。(全国15歳以上の男女、有効サンプル数は200名)</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><主要な業務実績></p> <p>alic の役割や業務の必要性を紹介するコンテンツについて、新たに動画「alic の業務はすべての人のために」を作成するとともに、砂糖制度の周知・浸透のための動画3本(「砂糖を使った自由研究」等)をYouTube(alic チャンネル)及び消費者コーナーで公開した。</p> <p>また、指定野菜14品目の収穫から出荷までの様子を消費者向けに紹介した動画をYouTube(alic チャンネル)で公開した。</p> <p>広報誌については、web 及び電子ブックで毎月発行し、Facebookによる情報発信については、機構の認知度向上と農畜産業や機構業務への</p>	<p>令和5年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>機構全体の業務紹介について、PDF、電子ブック形式による公開に加えてイメージ画像やナレーション等を活用した動画を作成し配信することにより、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。</p> <p>また、子供から大人まで砂糖に興味、親しみを持つてもらうための動画を作成し配信するなど砂糖制度の周知・浸透につながるきっかけを作った。</p> <p>さらに、指定野菜14品目の動画を公開することによりアンケート調査で要望のあった生産現場の情報についても</p>	<p>評定 a</p> <p>機構の役割や業務の必要性について、消費者等の理解の促進を図るために、新たな動画「alic の業務はすべての人のために」を作成したほか、指定野菜14品目について、消費者が普段見ことができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成しYouTubeで公開する等、消費者等へのわかりやすい情報提供の取組を行ったことは目標を上回る成果があつたものと認められるため a 評価とした。</p>
--	--	---	--	---	--

イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方の意見交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。	ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方の意見交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。	<p>◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>理解を深め、機構のファンを増やすため、引き続き取り組んだ。特に、Facebook では、生産地や生産現場に関する情報を地方事務所を活用して積極的に発信した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><主要な業務実績></p> <p>でん粉の需給動向や機構が実施するでん粉の価格調整制度について、消費者等の理解促進を図るため、Web 会議を利用した関係者との意見交換会を開催した。</p> <p>また、alic セミナーを 4 回開催し、YouTube (alic チャンネル) や Web 会議を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。</p> <p>さらに、農林水産省等が主催する「第 17 回食育推進全国大会」や「第 61 回農林水産祭実りのフェスティバル」に出展し、消費者等に機構が行う業務や役割を理解してもらうとともに、農畜産物の正しい知識の啓発に取り組んだ。</p>	<p>提供できた。</p> <p>これらのように消費者等への分かりやすい情報提供の取組を十分に行うことができたことから a 評価とした。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>意見交換会については、コロナ禍により生産現場へ赴いての開催が難しい中、昨年度同様、Web 方式で行った。今回は、でん粉を原料にした食べられるトレー やスプーンなどのサンプルを参加者に事前に提供し、当日は現物の感触を確認するとともに試食しながら動画を視聴したり、意見を交換することで、Web 方式でもより理解が深まるよう工夫した。参加者からは、食べられる器のコンセプトの素晴らしさや話題性の高さについてより理解が深まった等の意見が出されたほか、消費者団体のホームページ等を通して広くフィードバックされ、でん粉のさまざまな活用方法や機構業務等への理解の促進を図ることができた。</p> <p>また、alic セミナーに</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Web 方式の意見交換会でありながら、でん粉を原料にした食べられるトレー やスプーンなどのサンプルを試食しながらの意見交換となるよう工夫したことにより、参加者からより理解が深まった等の意見が出されたほか、消費者団体 HP 等を通して広くフィードバックされ、でん粉のさまざまな活用方法や機構業務等への理解の促進が図れたこと、alic セミナーについては、海外からの情報の YouTube 公開期間を 1 か月に延ばして公開したほか、機構職員によるセミナーをライブ配信したことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため a 評価とした。</td> </tr> </table>	評定	a	Web 方式の意見交換会でありながら、でん粉を原料にした食べられるトレー やスプーンなどのサンプルを試食しながらの意見交換となるよう工夫したことにより、参加者からより理解が深まった等の意見が出されたほか、消費者団体 HP 等を通して広くフィードバックされ、でん粉のさまざまな活用方法や機構業務等への理解の促進が図れたこと、alic セミナーについては、海外からの情報の YouTube 公開期間を 1 か月に延ばして公開したほか、機構職員によるセミナーをライブ配信したことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため a 評価とした。	
評定	a								
Web 方式の意見交換会でありながら、でん粉を原料にした食べられるトレー やスプーンなどのサンプルを試食しながらの意見交換となるよう工夫したことにより、参加者からより理解が深まった等の意見が出されたほか、消費者団体 HP 等を通して広くフィードバックされ、でん粉のさまざまな活用方法や機構業務等への理解の促進が図れたこと、alic セミナーについては、海外からの情報の YouTube 公開期間を 1 か月に延ばして公開したほか、機構職員によるセミナーをライブ配信したことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため a 評価とした。									

					<p>については、海外（ニューヨーク、ブリュッセル、シドニー）から生の情報を YouTube (alic チャンネル) で公開期間を1か月に延ばして公開したほか、機構職員によるセミナーをライブ配信したことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができた。</p> <p>特に、豪州における Wagyu の位置付けと改良の実態といった話題性の高いテーマを取り上げた回では、再生回数が 265 回と過去最高となつた。</p> <p>これらのように工夫した取組ができたことから、a 評価とした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p>	<p>評定 a</p> <p>ホームページの利便性の向上を図るために、アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用したこと、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したこと、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたことは目標を上回る成果があったものと認められたため a 評価とした。</p>
(2) ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。	(2) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。 ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。 イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応さ	◇ (2) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要す	<主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 また、ホームページのトップページについて、アンケート調査の結果等を踏まえ、全面的にリニューアルした。具体的には、「新着情報」などの主なコンテンツを分かりやすく整理するとともに、旬の情報がスライ	<評定と根拠> 評定 a ホームページのアクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用したこと、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したこと、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたことは目標を上回る成果があったものと認められたため a 評価とした。		

5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上	<p>せるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p> <p>ウ 農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者等がホームページ等に広告を掲載する機会を提供する。</p> <p>る</p> <p>ダードで流れるデザインに一新したほか、機構が扱っている農畜産物（畜産物、牛乳・乳製品、野菜、砂糖、でん粉）の専門用語を分野ごとに検索できる「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新した。</p> <p>さらに、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載については、ホームページ7者、情報誌メールマガジン2者へ掲載の機会を提供した。</p> <p>ニューアル後のアンケート調査では、「レイアウトがすっきりしていて見やすい」「落ち着いたデザイン」「調べたい、必要な情報が探しやすい」などのポジティブな回答が7割を占めた。</p> <p>さらに、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものとした。</p> <p>これらのようにホームページの利便性の向上につなげる十分な取組ができたことからa評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>																				
				<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評定に至った理由></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小項目の総数：2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">評定sの小項目数：0×4点= 0点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">評定aの小項目数：0×3点= 0点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価bの小項目数：2×2点= 4点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価cの小項目数：0×1点= 0点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価dの小項目数：0×0点= 0点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 4点 (4／4=100%)</td> </tr> </table>	評定	B	<評定に至った理由>		小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。		小項目の総数：2		評定sの小項目数：0×4点= 0点		評定aの小項目数：0×3点= 0点		評価bの小項目数：2×2点= 4点		評価cの小項目数：0×1点= 0点		評価dの小項目数：0×0点= 0点		合計 4点 (4／4=100%)	
評定	B																							
<評定に至った理由>																								
小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。																								
小項目の総数：2																								
評定sの小項目数：0×4点= 0点																								
評定aの小項目数：0×3点= 0点																								
評価bの小項目数：2×2点= 4点																								
評価cの小項目数：0×1点= 0点																								
評価dの小項目数：0×0点= 0点																								
合計 4点 (4／4=100%)																								

					<p>・情報セキュリティ対策については、令和4年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。</p> <p>また、自己点検において、テレワーク時を含む情報セキュリティ対策について必要な指導を行っている。</p> <p>・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	◇ (1) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<p><主要な業務実績></p> <p>令和 4 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。</p> <p>① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価から得られた共通的な留意点について、次年度の自己点検計画に反映させることとした。</p> <p>② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>令和 4 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組及び情報機器等の更改を計画どおり実施することができた。</p> <p>また、情報セキュリティ委員会において、令和 4 年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和 5 年度の同計画を策定し PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>

部通信遮断訓練及び
情報システム担当職
員を対象とした連絡
訓練を実施した。

③ 情報セキュリティ対
策、IT リテラシー、
不審メール対処方法
等について、ポップ
アップ形式で役職員
に対し隨時周知し
た。

④ 情報システムを対象
に、情報セキュリテ
ィ対策を維持・強化
するためのセキュリ
ティ診断及び運用状
況や今後の更新等の
予定・進捗を確認す
るためのヒアリング
を実施した。

⑤ サイバー攻撃や不正
アクセスに対する対
策として、外部ファ
イアウォール、プロ
キシサーバ、IPS によ
る外部監視サービ
ス、ファイル暗号化
システム及び振舞検
知ソフトの運用を継
続した。

⑥ 農水省情報セキュリ
ティ規則等の改正を
踏まえ、関係する内
部規定の改正を行つ
た。

また、令和5年3月15
日に情報セキュリティ
委員会を開催し、令和4
年度情報セキュリティ
対策の実績を報告する
とともに、令和5年度情

	(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	◇ (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。 <主要な業務実績> 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	<評定と根拠> 評定 b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができた。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	評定 —	
—	7 積立金の処分に関する事項	7 積立金の処分に関する事項	○ 7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	—	評定 <評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。	
					小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評定 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評定 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評定 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%) ・前中期目標期間繰越積立金については、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理されている。	

						<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし
						<その他事項> 特になし
					評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。
					評定	b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。
					評定	<課題と対応> 特になし
					評定	(補給金等勘定) 令和4年度決算において1,408百万円の当期純損失を計上したため、機構法第10条第1号口からへまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金(4年度末残高5,773百万円)を充てた。
					評定	(でん粉勘定) 令和4年度決算において、836百万円の当期純損失を計上したため、前中期目標期間繰越積立金(4年度末残高132百万円)を充てた。
6 長期借入れを行う場合の留意事項	8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	○ 8 長期借入れを行う場合の留意事項		評定	—
機構法に基づき長期借入れを行うに当たつ	機構法に基づき長期借入れを行うに当たつ		長期借入金の極力有利な条件での借入れ	<主要な業務実績> 長期借入れは行わな	評定	—
					評定	—

	ては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	ては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	かつた。 ＜課題と対応＞ —	
--	----------------------------------	----------------------------------	--	--------------------------	--

4. その他参考情報

特になし